

みなぎ台北集会所使用規約

【平成9年10月施行】

改正 平成11年03月28日

平成12年04月02日

平成18年01月15日

平成26年04月06日

みなぎ台北集会所は、居住者の親睦と住みよい環境をつくる事を目的とし、秩序をもって使用するよう仕様規則を定める

(名称)

第1条 みなぎ台北集会所とする

(使用の原則)

第2条 災害時の1次避難所としての使用、及び、居住者の葬儀が営まれる場合の使用を優先し、居住者が次に掲げる目的のために無料もしくは有料にて使用できるものとする

① 居住者の各種団体が会議等のために使用する場合

(ただし、政治・宗教活動を除く)

② 居住者の親睦のための各種学習活動・各種教室等を行うために使用する場合

③ 居住者が囲碁・将棋・懇談会等の親睦を目的として使用する場合

④ 冠婚葬祭・慶弔時に使用する場合

⑤ 諸官庁等が居住者のために説明会を行う場合

(管理者)

第3条 みなぎ台北自治会が、次の業務を行う

① 使用申し込みの受付

② 集会所の鍵の管理

③ 使用後の点検

④ 使用料の徴収

(使用時間)

第4条 原則として午前9時～午後9時迄とし、やむを得ぬ事情により時間外に使用する場合は、事前に管理者に届け出て承認を得る事。ただし、災害時においてはこの限りではない

(使用の手続き)

第5条 使用を希望するものは、使用責任者を定め、管理者まで申し込む事

使用1ヶ月前より受け付けるが、当日でも空いておれば使用できるものとし、別に定める使用料を同時に収める事。ただし、災害時においてはこの限りではない

(使用料)

第6条 使用目的によって別に定める集会所使用料金を徴収する

2. 自治会員以外の使用については、別に定める自治会費を納入の上、所定の使用料

を徴収する

(使用上の注意)

第7条 使用後の清掃、器具・備品の整理整頓。ガス・電気・エアコン・戸締り等の後始末をし、ゴミは必ず持ち帰る事。違反者には、再度清掃等を命じ、場合によっては今後の使用を禁止することがある。

(現状回復の義務)

第8条 使用者の故意、又は過失により室内外・備品等を損傷、又は紛失した場合、使用責任者の負担にて速やかに修復、又は損害賠償をする事

(その他)

第9条 本規則の改正、使用料の改正は、みなぎ台北自治会が審議し決定する。

2. 本規則について解釈上の疑義が生じた時は、みなぎ台北自治会にて決定する。

◎ 自治会員以外が、使用する場合

※ 自治会費を支払い、自治会員となり、使用する

現在、自治会費の徴収は6ヶ月分の前納であるので、500円×6ヶ月＝3,000円を納入する。